

投資信託説明書  
(交付目論見書)

使用開始日 2025.9.13

ゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンド

(愛称: 妖精物語)

追加型投信／海外／債券

毎月  
分配型



(注)「妖精物語」はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社の登録商標です。

- 本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する「投資信託説明書(請求目論見書)」を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

[委託会社] ファンドの運用の指図を行う者

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第325号

[受託会社] ファンドの財産の保管および管理を行う者

みずほ信託銀行株式会社

■照会先 ホームページ  
アドレス [www.gsam.co.jp](http://www.gsam.co.jp)

電話番号 03-4587-6000 (受付時間: 営業日の午前9時から午後5時まで)

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券))	年12回 (毎月)	グローバル (日本を除く)	ファミリー ファン	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

上記は一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。商品分類および属性区分の内容につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。

- この目論見書により行うゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンド(以下「本ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2025年9月12日に関東財務局長に提出しており、2025年9月13日にその届出の効力が生じております。
- 本ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法に基づき、本ファンドでは商品内容の重大な変更を行う場合に、事前に投資家(受益者)の意向を確認する手続き等を行います。
- 本ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- 請求目論見書は投資家の請求により販売会社から交付されます(請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。)。
- ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

## 委託会社の情報

委託会社名：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社

設立年月日：1996年2月6日

資本金：4億9,000万円(2025年9月12日現在)

運用する証券投資信託財産の合計純資産総額：7兆1,364億円(2025年6月末現在)

グループ資産残高(グローバル)：2兆8,196億米ドル(2024年12月末現在)

## ファンドの目的

日本を除く世界各国の国債、政府関係機関債、社債、モーゲージ証券、アセットバック証券等に投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

## ファンドの特色

## ファンドのポイント

## 海外の好金利

主として、日本を除く世界各国の債券に分散投資し、高水準の利息等収益の獲得をめざします。

## 高格付け

ポートフォリオの平均格付けは、原則としてダブルA格（ダブルAマイナス格も含みます。）相当以上を維持することをめざし、信用リスクの低減を図ります。

## 為替変動リスク

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行わないため、基準価額は為替相場変動の影響を直接受けます。

## 毎月分配

組入れ債券の利息等収益を中心に、原則として毎月分配を行うことをめざします。

市況動向や資金動向その他の要因等によっては、運用方針に従った運用ができない場合があります。

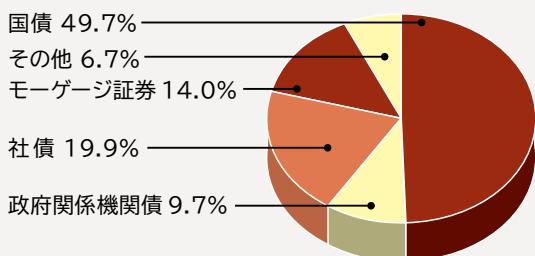
運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

本ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。委託会社は、本ファンドおよびグローバル・アグリゲート（除く日本）マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の運用をゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド（投資顧問会社。以下それぞれ「GSAMニューヨーク」「GSAMロンドン」および「GSAMシンガポール」といいます。）に委託します。GSAMニューヨーク、GSAMロンドンおよびGSAMシンガポールは運用の権限の委託を受けて、債券および通貨の運用を行います。文脈上「本ファンド」にマザーファンドを含むことがあります。委託会社が属するゴールドマン・サックスの資産運用部門を「ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント」といいます。

## ファンドの投資対象

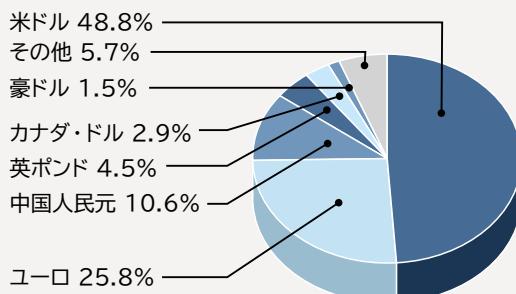
- 本ファンドは、マザーファンドを通じて、主として日本を除く世界各国の国債、政府関係機関債、社債、モーゲージ証券およびアセットバック証券等に幅広く分散投資します。
- 本ファンドは、ブルームバーグ・グローバル・アグリゲート・インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとし、長期的にベンチマークを上回る投資成果をめざします。同インデックスは、世界の投資適格債券市場を広範にカバーする代表的な指数の一つです。

## ベンチマークのセクター構成



2025年6月末現在 出所：ブルームバーグ

## ベンチマークの通貨構成



ベンチマークとは、運用において投資収益目標を設定する際に基準とする指標です。また、投資家がファンドの運用対象や資産の基本配分比率を確認する際の目安となります。上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。本ファンドが上記すべてに投資するとは限らず、また、上記以外に投資する場合もあります。

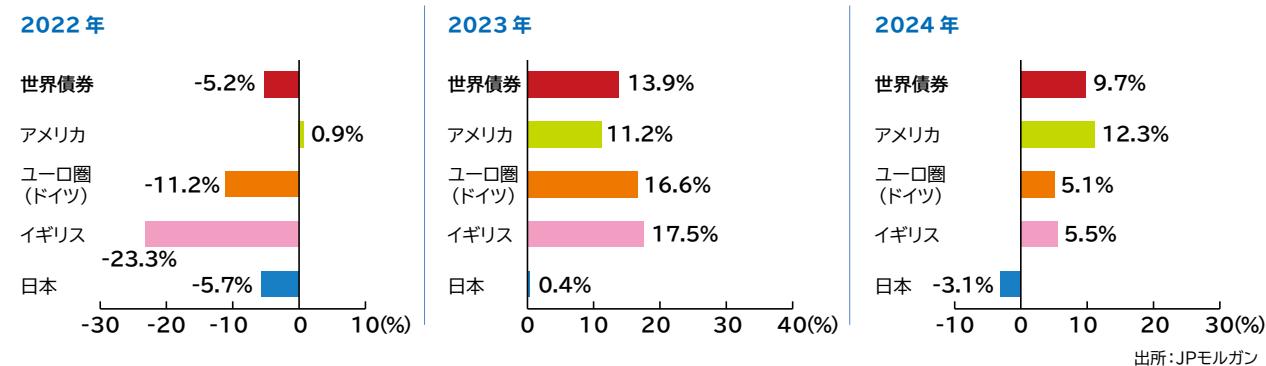
## 世界の債券への分散投資

- 本ファンドは、主として日本を除く世界各国の国債、政府関係機関債、社債、モーゲージ証券およびアセットバック証券等に投資します。本ファンドは、米ドル、ユーロを中心に複数の通貨を投資対象としていることで、1通貨のみに投資した場合と比べ、通貨分散効果によるリスクの低減、リターンの安定化をめざします。

### 各国国債市場（為替ヘッジなし）の値動きの推移



### 各国国債市場（為替ヘッジなし）に投資した場合の年間収益率



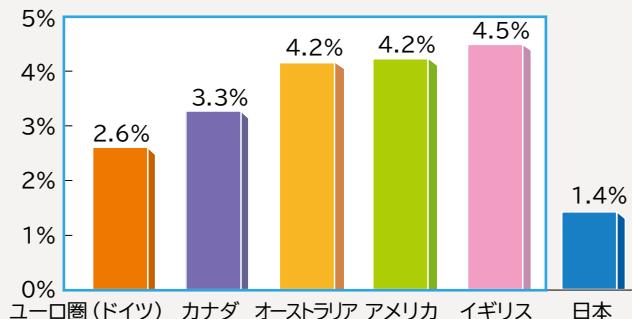
- 世界債券はJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス（グローバル、除く日本、円ベース）、その他の各国の指標はJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスの各国ベース（円ベース）をそれぞれ使用しております。
- 同指標は本ファンドのベンチマークではありません。また本ファンドは国債以外の投資適格債にも投資を行います。
- 上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。
- 上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。
- 信託報酬等の諸費用や、流動性等の市場要因は考慮されておりませんのでご留意ください。

本ファンドの実績については後記「運用実績」をご覧ください。

### 海外の好金利

- 主として、日本を除く世界各国の債券に分散投資し、高水準の利息等収益の獲得をめざします。

### 10年国債の利回り比較(2025年6月末現在)



出所：ブルームバーグ

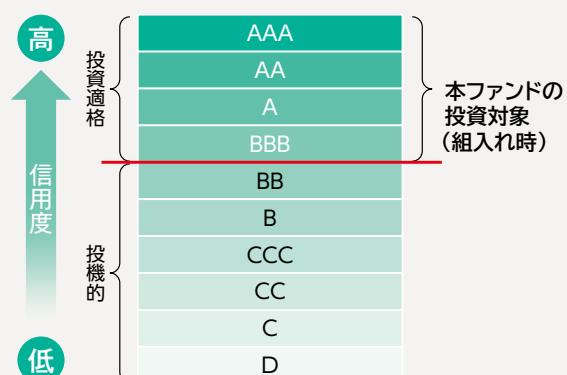
上記は過去のデータであり、将来の結果を示唆または保証するものではありません。上記はインデックスのデータであり、本ファンドの実績ではありません。信託報酬等の諸費用は考慮されておりませんのでご留意ください。上記の利回り水準は、将来大きく変動することがあります。

## 高格付け債券への投資

ポートフォリオの平均格付けは、原則としてダブルA格（ダブルAマイナス格も含みます。）相当以上を維持することをめざし、信用リスクの低減を図ります。投資対象となる債券の格付けは、組入れ時ににおいてトリプルB格（トリプルBマイナス格も含みます。）相当以上のものとします。また、格付けを取得していない債券に関しては、委託会社または投資顧問会社が上記格付け相当以上であると判断した場合には、投資することができるものとします。

- 債務不履行の可能性を第三者が評価したものが格付けです。債券を購入するにあたって、債券を発行した企業等の元本・利息の支払能力を知る上で重要な情報の一つといえます。
- 格付けは英字の記号で表されます。右図の例では、トリプルAが最も信用度が高い、つまり債務不履行が生じる可能性が最も低いことを表しています。

投資対象とする債券の信用格付けの位置付け



## 主な投資対象債券の特徴

### 国債 政府関係機関債

- 元利金の支払いが国や政府関係機関によって保証された債券
- 流動性は非常に高く、一般的に信用リスクは他の債券に比べて低い
- 利回り面での魅力は、社債等の他のセクターに比べて劣る

### 社債

- 企業が元利金の支払いを約束した債券
- 米国債並みの市場規模。高格付け債は高い流動性を有する
- 発行体固有の信用リスク要因を有する

### モーゲージ証券 (MBS)

- 住宅ローンが主な担保資産
- 政府関係機関発行によるものは、企業が発行したものより比較的高い信用力を有する
- 住宅ローン借り換え、引越し等に伴う期限前償還がリスク要因

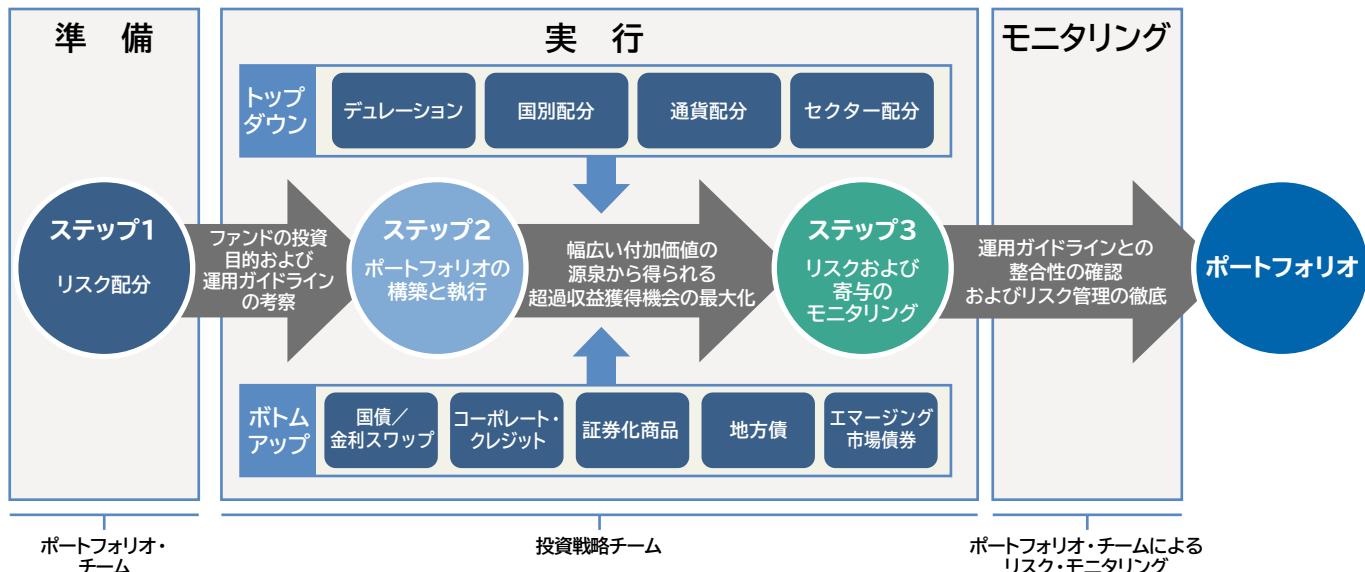
### アセットバック証券 (ABS)

- 自動車ローンやカードローン等のローンが主な担保資産
- 大半がトリプルA格と信用力は高い傾向にあるが、流動性はやや劣る
- ローンの額が比較的小規模で、期限前返済は比較的少ない
- 景気の影響を比較的受けやすい（延滞率の増加等）

なお、上記のほか、短期金融商品等も投資対象に含まれます。また、本ファンドは、有価証券先物取引、スワップ取引等を行うことができます。

## ファンドの運用

本ファンドの運用は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントのグローバル債券・通貨運用グループによって行われます。同グループは世界各地に運用拠点を展開し、幅広い調査能力ならびに専門性を活用した運用を行っています。なお、本ファンドにおいて債券はGSAMニューヨーク、GSAMロンドンおよびGSAMシンガポールが運用を担当しており、通貨についてはGSAMロンドンおよびGSAMシンガポールが主に運用を担当しております。

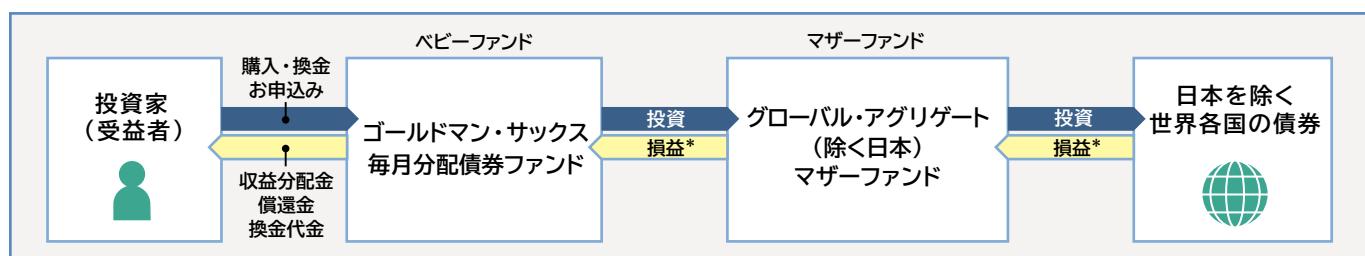


本運用プロセスがその目的を達成できる保証はありません。また本運用プロセスは変更される場合があります。

## ファンドの仕組み

本ファンドの運用は、ファミリーファンド方式で行います。

ファミリーファンド方式とは、投資家からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を実質的に同一の運用方針を有するマザーファンドに投資して、実質的な運用を行う仕組みです。ただし、ベビーファンドから有価証券等に直接投資することもあります。



\* 損益はすべて投資家である受益者に帰属します。

## 主な投資制限

- 外貨建資産の組入れについては制限を設けません。
- デリバティブの利用はヘッジ目的に限定しません。
- 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、信託財産の5%以下とします。
- 同一銘柄の債券への実質投資割合は、取得時において信託財産の5%以下とします。ただし、国債、政府関係機関債および短期金融商品についてかかる上限は適用されないものとします。
- 1発行者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とします。

## ファンドの分配方針

原則として、毎月の決算時（毎月15日。ただし、休業日の場合は翌営業日。）に、組入れ債券の利息等収益を中心に収益分配を行います。分配金額は、基準価額水準、市場動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、基準価額水準や市場動向等によっては分配を行わないこともあります。また、基準価額が当初元本（1万口=1万円）を下回る場合においても分配を行うことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

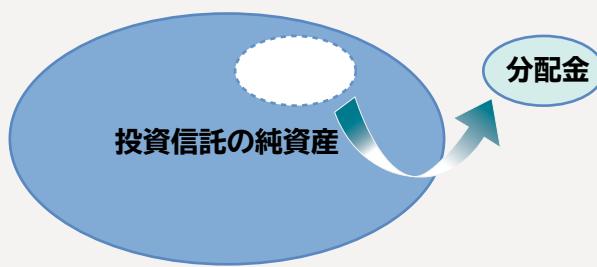


※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

### 収益分配金に関する留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

#### 投資信託で分配金が支払われるイメージ



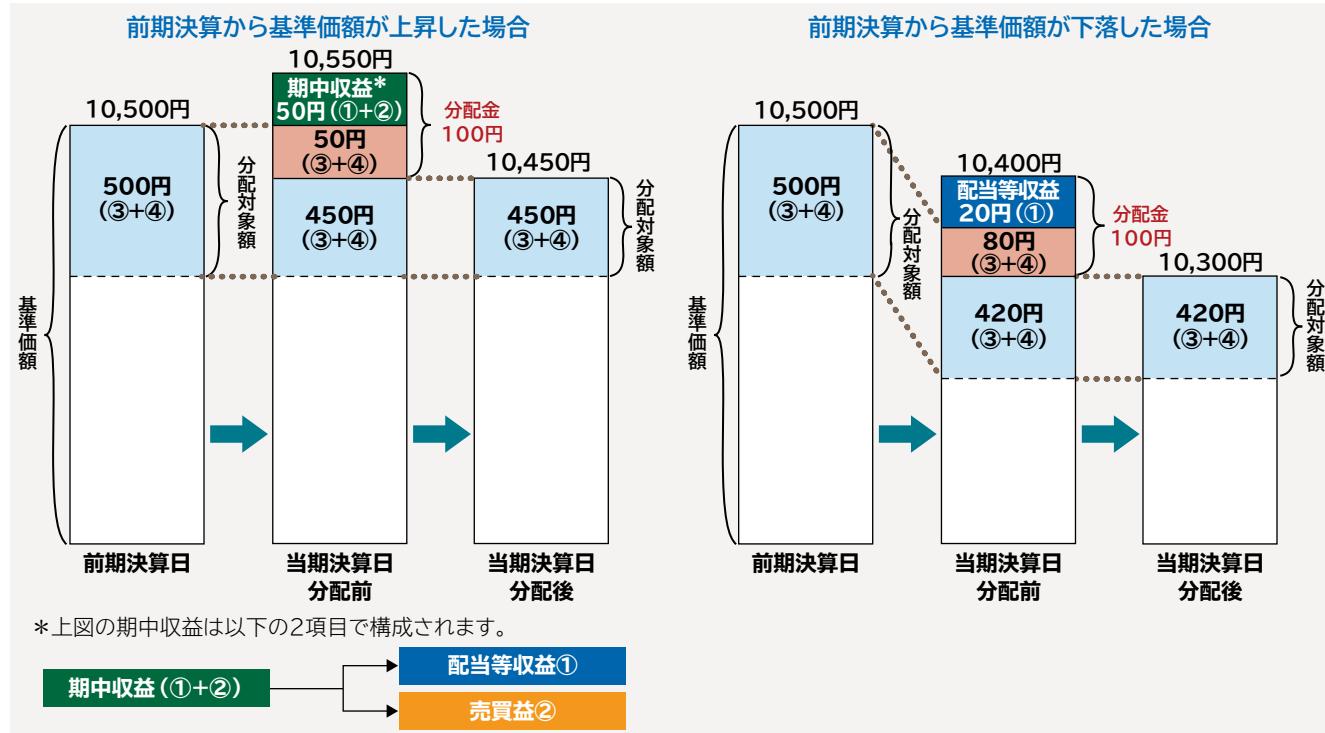
## 収益分配金に関する留意点（続き）

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行った場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金（当該計算期間よりも前に累積した配当等収益および売買益）④収益調整金（信託の追加設定の際、追加設定した価額から元本を差引いた差額分）です。

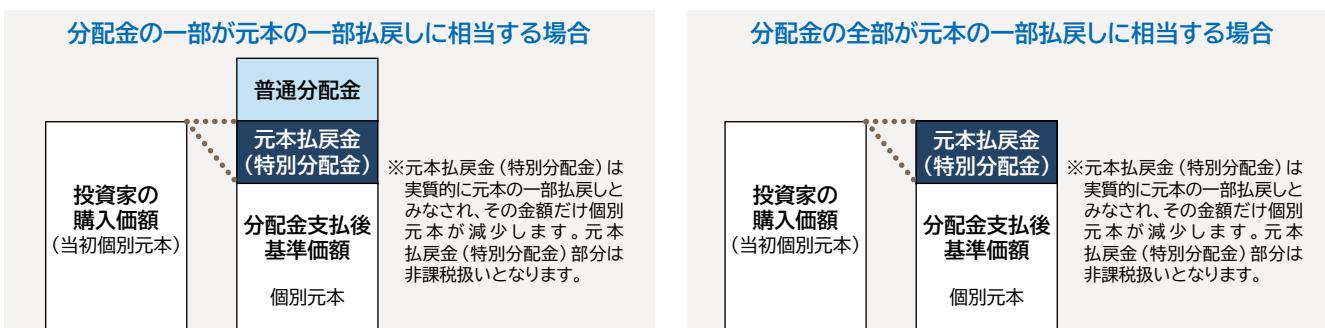
### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

上記のとおり、分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合がありますので、元本の保全性を追求される投資家の場合には、市場の変動等に伴う組入資産の価値の減少だけでなく、収益分配金の支払いによる元本の払戻しにより、本ファンドの基準価額が減価することに十分ご留意ください。

投資家のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の基準価額の値上がりが、支払われた分配金額より小さかった場合も実質的に元本の一部払戻しに相当することがあります。元本の一部払戻しに該当する部分は、元本払戻金（特別分配金）として非課税の扱いになります。



普通分配金：個別元本（投資家のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資家の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

（注）普通分配金に対する課税については、後記「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

## 数年間にわたって基準価額が下落した場合

### ① 配当等収益を中心に分配する場合

※年間のリターン（税引前分配金込み）が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご留意ください。



### ② 配当等収益に加え、売買益（評価益を含みます。）も分配する場合

※年間のリターン（税引前分配金込み）が0%と仮定

※この図では、年間のリターンを一定と仮定していますが、実際の基準価額は市場変動等により大きく下落することがあり、また、分配金額等は変動しますのでご留意ください。



\* 1 配当等収益相当分には分配準備積立金（当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益）のうち配当等収益を含む場合があります。

\* 2 売買益等収益相当分には分配準備積立金（当該期間よりも前に累積した配当等収益および売買益等収益）のうち売買益等収益および収益調整金を含む場合があります。

(注) 上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

収益分配金は必ずしも当該計算期間中に得た収益から支払われるわけではなく、決算時点での基準価額の水準に関わらず過去に得た収益から支払われる場合があります。

上図は①配当等収益を中心に分配した場合と、②配当等収益に加えて売買益等収益も分配した場合の基準価額の変動を示しています。例えば、①の6年目では1年間に得た配当等収益を中心に分配を支払ったため、その分基準価額が下落しています。一方、②では配当等収益に加えて売買益等収益相当分を分配したため、①と比較するとその分さらに基準価額が下落しています。②の6年目から10年目までに受益者は合計で6,000円分（配当等収益相当分2,030円+売買益等収益相当分3,970円）の収益分配を受領し、基準価額は3,000円になっています。上図の例において、売買益等収益を支払わなかった場合、累計でみた分配落ち後の基準価額は6,970円（3,000円+3,970円）になります。

配当等収益相当分
売買益等収益相当分
分配金
分配後の基準価額

## 基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。本ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額が変動します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、ご投資家の皆さまの投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。

信託財産に生じた損益はすべてご投資家の皆さまに帰属します。

### 主な変動要因



#### 為替変動リスク

本ファンドは、外貨建ての債券等を主要な投資対象とし、実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。したがって、本ファンドへの投資には為替変動リスクが伴います。

また、本ファンドはファンド全体の収益の向上をめざす目的で為替予約取引等により多通貨運用を行います。

為替レートは短期間に大幅に変動することがあります。

#### 過去の為替相場の推移



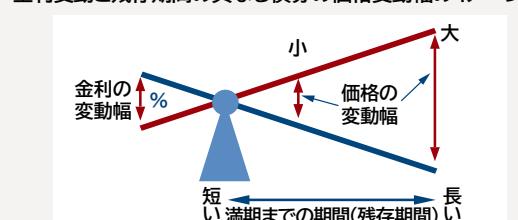
#### 債券の価格変動リスク

本ファンドは債券への投資を行います。

債券の市場価格は、金利が上昇すると下落し、金利が低下すると上昇します。

金利の変動による債券価格の変化の度合い（リスク）は、債券の満期までの期間が長ければ長いほど、大きくなる傾向があります。

#### 金利変動と残存期間の異なる債券の価格変動幅のイメージ



#### 債券の信用リスク

債券への投資に際しては、発行体の債務不履行等の信用リスクを伴います。一般に、債券の信用リスクは、発行体の信用度が低いほど、大きくなる傾向があります。

#### 米国社債の格付け別の債務不履行（デフォルト）率



## その他の留意点

- 大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢より大幅に安い価格で売却せざるを得ないことや取引量が限られてしまうことがあります。これらは、基準価額が下落する要因となり、換金のお申込みを制限する可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性もあります。
- 本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

## リスク管理体制

運用チームとは独立したリスク管理専任部門がファンドのリスク管理を行います。リスク管理専任部門では、運用チームと独立した立場で、運用チームにより構築されたポジションのリスク水準をモニタリングし、各運用チーム、委託会社のリスク検討委員会に報告します。

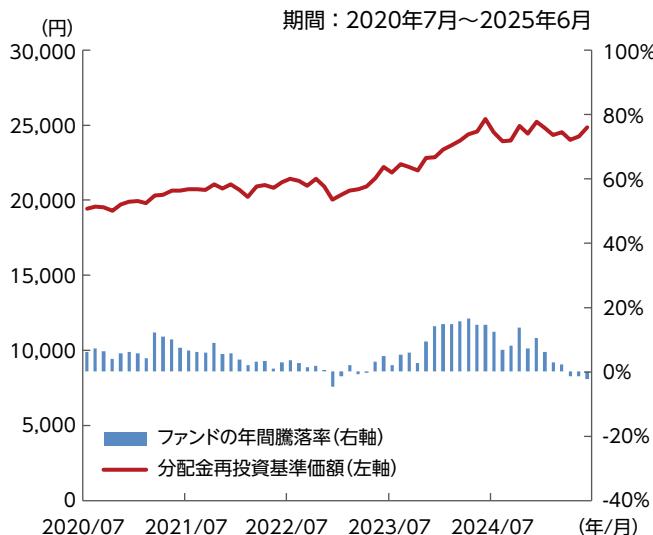
リスク検討委員会は、委託会社の関係各部署の代表から構成されており、リスク管理専任部門からの報告事項等（ファンドの運営に大きな影響を与えると判断された流動性に関する事項を含みます。）に対して、必要な報告聴取、調査、検討、決定等を月次で行います。また、リスク検討委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定めファンドの組入資産モニタリングを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。

## 参考情報

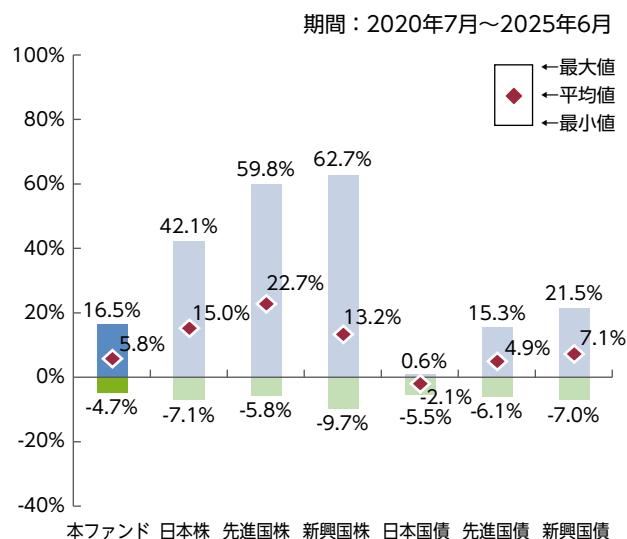
下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

### 本ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

### 本ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



- グラフは、本ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスが本ファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。

#### 各資産クラスの指標

日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)

□東証株価指数(TOPIX)の指標値および東証株価指数(TOPIX)に係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社の知的財産です。□MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIインクに帰属します。MSCIおよびMSCIの情報の編集、計算、および作成に関与するその他すべての者(以下総称して「MSCI当事者」といいます)は、MSCIの情報について一切の保証(独創性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性を含みますが、これらに限定されません)を明示的に排除します。MSCI、その関連会社およびMSCI当事者は、いかなる場合においても、直接損害、間接損害、特別損害、付随的損害、懲罰損害、派生的損害(逸失利益を含みます)およびその他一切の損害についても責任を負いません。MSCIの書面による明示的な同意がない限り、MSCIの情報を配布または流布してはならないものとします。□NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。□FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指標に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。□JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバルに関する著作権は、JP.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

※海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指標を採用しております。

本ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算した基準価額および当該基準価額の年間騰落率が記載されており、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

最新の運用実績は委託会社のホームページまたは販売会社でご確認いただけます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

## ■基準価額・純資産の推移

2025年6月30日現在

2015年7月1日～2025年6月30日



## ■基準価額・純資産総額

基準価額	9,243円
純資産総額	248.9億円

## ■期間別騰落率 (分配金再投資)

期間	ファンド
1ヶ月	2.6%
3ヶ月	1.4%
6ヶ月	-1.5%
1年	-2.3%
3年	17.2%
5年	29.4%
設定来	148.6%

●分配金再投資基準価額および期間別騰落率(分配金再投資)は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算したものです。

●基準価額および分配金再投資基準価額は、1万口当たりの値です。

## ■分配の推移(1万口当たり、税引前)

決算日	24/7/16	24/8/15	24/9/17	24/10/15	24/11/15	24/12/16	25/1/15	25/2/17	25/3/17	25/4/15	25/5/15	25/6/16	直近1年累計	設定来累計
分配金	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円	120円	8,700円

●運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

## ■主要な資産の状況

	通貨	銘柄名	償還日	種類	格付け <sup>(注)</sup>	クーポン	比率
1	CNH	中国国債	2027/6/4	国債	A+	2.850%	2.3%
2	KRW	韓国国債	2029/6/10	国債	AAA	1.875%	2.0%
3	USD	カリフォルニア州	2040/3/1	政府関係機関債	AA	7.625%	1.9%
4	USD	シダー・ファンディング	2031/7/17	アセットパック証券	AAA	5.641%	1.8%
5	USD	ファニーメイ	2051/12/1	モーゲージ証券	AA+	2.000%	1.7%
6	EUR	フランス国債	2033/11/25	国債	AA-	3.500%	1.2%
7	USD	イリノイ州	2035/4/1	政府関係機関債	A-	6.725%	1.2%
8	EUR	欧州連合	2029/12/4	政府関係機関債	AAA	1.625%	1.2%
9	CNH	中国国債	2032/11/15	国債	A+	2.800%	1.2%
10	EUR	フランス国債	2025/8/6	国債	AA-	0.000%	1.1%

(注)格付けは、ムーディーズ、S&P、フィッチの3社から付与されている格付けのうち最も高い格付けを使用しています。

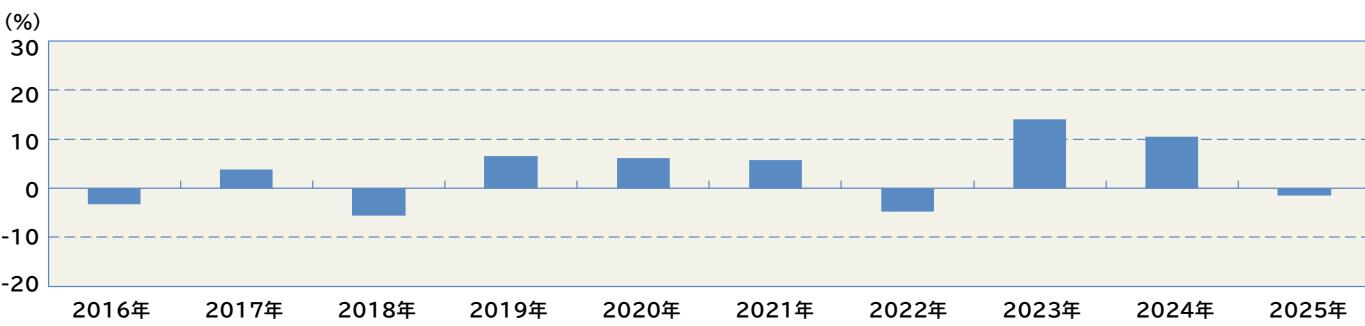
NRは格付け機関からの開示がないことを表しています。

## ■ポートフォリオ情報\*

ファンドのデュレーション	5.99年
ベンチマークのデュレーション	6.29年
加重平均クーポン	4.13%
平均格付け <sup>(注)</sup>	AA-

\*マザーファンドに基づくデータです。

## ■年間收益率の推移



●本ファンドの收益率は、収益分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しています。

●2025年は年初から運用実績作成基準日までの收益率を表示しています。

## お申込みメモ

購入時	購入単位	一般コース：1円以上1円単位または1口以上1口単位 (または販売会社が別途定める単位) 自動けいぞく投資コース：1円以上1円単位 (または販売会社が別途定める単位) ※一度お選びいただいたコースは原則として途中で変更することはできません。
	購入価額	購入申込日の翌営業日の基準価額
	購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金時	換金単位	1口単位または1円単位 ※販売会社によっては換金単位が異なる場合があります。
	換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額
	換金代金	原則として換金申込日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社を通じてお支払いいたします。
申込について	購入・換金申込不可日	英國証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日(以下「ロンドンまたはニューヨークの休業日」といいます。)
	申込締切時間	「ロンドンまたはニューヨークの休業日」を除く毎営業日の原則として午後3時30分までに販売会社所定の手続きが完了したものを当日の申込受付分とします。 ※販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にご確認ください。
	購入の申込期間	2025年9月13日から2026年3月13日まで (申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。)
	換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たり3億円以上の大口のご換金は制限することがあります。
	購入・換金申込受付の中止および取消	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他合理的な事情があるときは、ご購入およびご換金の受付を中止または既に受けたご購入およびご換金のお申込みを取消す場合があります。
その他	信託期間	原則として無期限(設定日：2002年6月28日)
	繰上償還	受益権の総口数が50億口を下回ることとなった場合等には繰上償還となる場合があります。
	決算日	毎月15日(ただし、休業日の場合は翌営業日)
	収益分配	原則として毎月の決算時に分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。 ※運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。
	信託金の限度額	5,000億円を上限とします。
	公告	公告を行う場合は日本経済新聞に掲載します。
	運用報告書	年2回(6月および12月)の決算時および償還時に、期中の運用経過などを記載した交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対してお渡しいたします。
	課税関係(個人の場合)	課税上は株式投資信託として取扱われます。 本ファンドは、少額投資非課税制度(NISA)の適用対象ではありません。 配当控除の適用はありません。

## ファンドの費用・税金



## ファンドの費用

## 投資者が直接的に負担する費用

購入時	購入時手数料	購入申込日の翌営業日の基準価額に、 <b>1.65% (税抜1.5%) を上限</b> として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 (くわしくは販売会社にお問い合わせいただくか、購入時手数料を記載した書面等をご覧ください。) 購入時手数料は、商品および投資環境に関する情報提供等、ならびに購入に関する事務手続きの対価として販売会社が得る手数料です。
換金時	信託財産留保額	なし

## 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

毎日	運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額に対して	<b>年率1.155% (税抜1.05%)</b>	
		(内訳)		
		委託会社 支払先の配分および役務の内容	ファンドの運用 受託会社への指図 基準価額の算出 目論見書・運用報告書等の作成 等 年率0.55% (税抜0.5%)	
		販売会社	購入後の情報提供 運用報告書等各種書類の送付 分配金・換金代金・償還金の支払い業務 等 年率0.55% (税抜0.5%)	
※運用管理費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。			受託会社 ファンドの財産の管理 委託会社からの指図の実行 等 年率0.055% (税抜0.05%)	
信託事務の諸費用		監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、印刷費用など信託事務の諸費用が信託財産の純資産総額の年率0.05%相当額を上限として定率で日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。		
随時	その他の費用・手数料	有価証券売買時の売買委託手数料や資産を外国で保管する場合の費用等上記その他の費用・手数料は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきますが、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。		

※ 上記の手数料等の合計額については、ご投資家の皆さまがファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。



## 税金

税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および 地方税	<b>配当所得として課税</b> 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および 償還時	所得税および 地方税	<b>譲渡所得として課税</b> 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益) に対して20.315%

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が軽減される場合があります。

上記は、2025年9月12日現在のものです。

なお、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。また、法人の場合は上記とは異なります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## (参考情報) ファンドの総経費率

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.18%	1.15%	0.03%

- 対象期間は2024年12月17日～2025年6月16日です。
- 対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料、および有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
- 詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

ゴールドマン・サックス毎月分配債券ファンド（愛称：妖精物語）